

函館市監査公表第7号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年6月30日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 出 村 ゆかり

函館市監査委員 道 畑 克 雄

函 農 企
令和 7 年 (2025 年) 5 月 2 7 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	農 林 水 産 部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	令和 6 年 9 月 2 日 ~ 令和 6 年 12 月 25 日	提出日	令和 7 年 2 月 14 日
監 査 項 目 等	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市亀尾ふれあいの里 団体名 一般財団法人北海道国際交流センター		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
<p>亀尾ふれあいの里の管理に係る経費を把握するため、協定書第 11 条では、管理業務に関して独立した会計区分を設け、他の会計と区分して経理しなければならないと規定されており、また、自主事業の実施に当たっては、公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱 (平成 17 年 1 月策定) および協定書第 7 条において、自己の費用と責任により実施する旨規定されているが、提出された事業報告中の収支状況では、管理業務に要する費用に自主事業に係る費用の一部が含まれていたほか、人件費の一部などの費用が指定管理者の団体本部から支払われていたにもかかわらず、管理業務の収支決算書に記載されていないなど、収支の状況が正確に把握されていなかった。</p> <p>これらのことは、管理業務と自主事業の性質の違いや区分経理に対する認識が不十分であったことが原因の一つであると思料されるが、正確な決算額が把握できない場合、適正な管理運営を確保できないおそれがあることから、提出資料の内容を精査することはもとより、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針 (平成 21 年 5 月策定) が求める業務の実施確認に基づく評価、指導、指示などを所管部局において確実かつ的確に行い、適切な施設管理に努められたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>管理業務に要する費用に自主事業に係る費用の一部が含まれていた事例につきましては、市の規程に基づき当該自主事業に係る費用を算出し、管理業務に要する費用から自主事業に係る費用に振り替えるよう指示したほか、人件費の一部などの費用が指定管理者の団体本部から支払われていた</p>			

にもかかわらず、管理業務の収支決算書に記載されていない事例につきましては、貸金台帳などを精査の上、指定管理業務の決算額に振り替えるよう指示し、資料の提出を受け確認したところであります。

また今後につきましては、所管部局として、指定管理者から提出された資料の内容を精査することはもとより、指定管理者に対して確実かつ的確に評価、指導、指示などを行い、適切な施設管理に努めてまいります。